

令和4年度

# 仙北市交通安全実施計画書

仙北市

# ま え が き

この計画は、令和4年度の市内における陸上交通の安全に関し、国、県、市、交通安全協会等が実施する具体的な施策について定めたものです。

第11次仙北市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）では、「高齢者の交通事故防止対策」を最重要課題として定め、年間の死者数を0人、負傷者数を25人以下、高齢者の負傷者数を0人以下とする目標を掲げました。

令和3年中（1月～12月）の市内における交通事故の状況は、発生件数が前年比1件減の23件で、過去10年間で最少になり、交通死亡事故も0件でした。

令和4年度も、より一層関係機関・団体の皆さまと連携を密にしながら、家庭、職場、地域に根付いたきめ細やかな交通安全活動を展開し、さらなる交通事故発生件数の減少と交通死亡事故ゼロを目指しながら、本計画に定める施策を推進していくこととします。

# 目 次

## 第1章 道路交通の安全に関する施策

### 第1節 交通安全思想の普及徹底

- 1 交通安全教育の推進..... 1
- 2 交通安全運動の推進..... 3
- 3 観光客等に対する交通安全啓発活動の推進..... 5
- 4 交通安全に関する広報等の推進..... 5
- 5 交通安全組織の育成と活動の強化..... 5

### 第2節 安全運転の確保

- 1 運転者教育の充実強化..... 6
- 2 道路交通に関する情報の充実..... 7
- 3 前照灯の早め点灯と減光..... 7

### 第3節 自動車、自転車の安全性の確保

- 1 点検整備の励行促進..... 7
- 2 自転車の点検又はルールとマナーの啓発..... 7

### 第4節 道路交通秩序の維持

- 1 悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締り強化..... 8
- 2 街頭活動の強化..... 8

### 第5節 道路交通環境の整備

- 1 道路交通安全施設等の整備..... 8
- 2 交通事故抑止のための安全対策の推進..... 8
- 3 道路使用の適正化..... 8
- 4 観光客等に対する交通事故防止対策の推進..... 9
- 5 事業一覧..... 9

### 第6節 救急・救助体制の整備

- 1 救急・救助体制の整備..... 12
- 2 救急医療体制の整備..... 12

### 第7節 交通事故被害者等の援護

- 1 交通事故被害者等の援護..... 12

## 第2章 鉄道交通の安全に関する施策

### 第1節 鉄道の安全な運行の確保

- 1 鉄道の安全に関する知識の普及..... 13

## 第3章 踏切道における交通安全に関する施策

### 第1節 踏切道の整備

- 1 踏切道の構造改良の促進..... 14
- 2 踏切道の統廃合の促進..... 14

# 第1章 道路交通の安全に関する施策

## 第1節 交通安全思想の普及徹底

### 1 交通安全教育の推進

市民が安心して暮らせる交通事故のない社会をつくるには、一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚することが最も大切なことであると考えられる。

そのために関係機関、団体等の相互連携の下に、運転者はもとより交通の場にある者すべてに、交通安全教育の機会を確保し、交通安全思想の普及徹底を図るものとする。

#### (1) 家庭における交通安全教育の推進

- ① “交通安全は家庭から”を徹底する。
- ② 休日等における児童・生徒の事故を防止するため、家庭でも交通安全の指導、話し合いを行う。
- ③ 高齢者と子どもの事故防止を中心にして、食事時などに「家庭における交通安全の話し合い」を設ける。
- ④ 家族の外出時には、「注意のひとこえをかける習慣」と「明るい服装・反射材の着用の推進」を図る。

#### (2) 地域における交通安全教育の推進

交通安全対策協議会員、その他関係団体が連携をとりながら、各種会議、諸行事において交通安全の大切さを呼びかける。

また、地元の農作業中の市民にも農作業時の交通安全意識の高揚を図るよう呼びかける。

#### (3) 社会教育活動における交通安全教育の推進

社会教育においては、市内の公民館の活動をはじめ、社会教育関係団体における日常の実践活動を通して交通安全知識の普及に努める。

#### (4) 幼児・児童・生徒の交通安全教育の推進

##### ① 保育園・幼稚園・認定こども園

保育園、幼稚園、認定こども園の日常生活の中から随時適切な場面をとらえ、交通安全に関する基本的な習慣や態度の育成に努める。特に、登園時、降園時の歩行や通園バス利用についての安全確保を図る。降園後の生活における事故防止については家庭、地域と連携しながら指導を行う。散歩コースの定期的な点検・検討を関係機関と連携して実施する。

##### ② 小学校

小学校では、学校行事や教育活動全体を通じて、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用や身近な交通安全施設と交通ルールについて指導する。

また、新入学シーズンにあわせて街頭指導等を実施する。

③ 中学校

中学校では、学校行事や教育活動全体を通じて、歩行者としての安全な行動、自転車の安全な利用と点検・整備、交通事故の防止等について指導する。

④ 高等学校

高等学校では、学校行事や教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用点検・整備、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等について指導する。

(5) 職場における交通安全教育の推進

交通安全対策協議会員・その他団体と連携を深め、会議・行事を利用して交通安全を呼びかけ、飲酒運転、危険運転の追放と後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の徹底を図る。

(6) 高齢者の交通安全教育の推進

高齢者自らが交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるよう、参加・体験・実践型の交通安全教室を開催し、交通安全意識の浸透を図る。

交通安全教室は、老人クラブをはじめとする、高齢者の集う多くの機会を捉え、幅広く開催する。

交通安全教室の内容については、運転する人、助手席に乗る人、相互が適切に助け合うことができるよう危険予測力を上げることを目的に「危険予測」をテーマと設定し、交通安全意識の高揚を図る。

また、運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響などについて理解が深まるよう努める。

(7) 若年運転者の交通安全教育の推進

交通安全対策協議会員・その他関係団体との連携の下に、地域・職場の若年運転者を対象に広報活動や講習会、研修会等を通じて交通安全意識の高揚を図る。

(8) 二輪車の安全教育の推進

二輪車運転者に対して、交通関係団体と連携して二輪車実技教室を中心に交通安全指導を実施し、安全意識の高揚と安全運転技術の向上を図る。また、ヘルメットの正しい着用や胸部プロテクター着用効果・普及を呼びかけ、交通安全意識の高揚を図る。

(9) 障がい者に対する交通安全教育の推進

交通安全に必要な技能及び知識の習得を図るため、地域における福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じ、きめ細かな交通安全教育を推進する。

(10) 外国人に対する交通安全教育の推進

国内の交通ルールに関する知識の普及を目標に、外国人向けの教材の充実に努めるほか、雇用主等を通じ、交通安全教育への参加を促進する。

(11) スマートフォン等を使用しながらの運転等の危険性認識の促進

スマートフォン等の普及に伴い、運転中や自転車乗車中、歩行中の操作による危険性が指摘されている。運転中の使用は、法令違反であることを啓発するとともに、自転車利用者、歩行者に至るまで、いわゆる「ながらスマホ」が交通事故の原因になることを広く周知する。

2 交通安全運動の推進

交通死亡事故ゼロを目指して関係機関、団体で、交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を呼びかけ、思いやりの心で「いつでも」・「どこでも」・「だれにでも」、交通安全の「ひとこえ」をかけあう「ひとこえ運動」を重点に各種交通安全運動を実施する。

【年間行事】

運動の名称	強化期間
高齢者交通事故防止県民運動（年間）	
自動車の安全利用推進運動（年間）	4月 1日 ～ 5月 31日
シートベルト・チャイルドシート着用推進運動（年間）	7月 1日 ～ 7月 31日
秋田県飲酒運転追放県民運動（年間）	8月 1日 ～ 8月 31日 12月 1日 ～ 12月 31日
4時からライト&ピカッと反射材運動	10月 1日 ～ 11月 30日

【季別の交通安全運動】

運動の名称	運動の期間
春の全国交通安全運動	4月 6日 ～ 4月 15日
夏の交通安全運動	7月 11日 ～ 7月 20日
秋の全国交通安全運動	9月 21日 ～ 9月 30日
年末の交通安全運動	12月 11日 ～ 12月 20日

【日を定めて行う活動】

名 称	実 施 日
秋田県交通安全の日	毎月 1 日
自動車利用マナーアップの日	毎月 1 5 日
交通事故死ゼロを目指す日 (国の交通対策本部が決定する方針に基づき実施)	4 月 1 0 日 9 月 3 0 日

【その他事業等】

事業	実施期間	実施場所	対象者	実施団体等
黄色い帽子配布	4 月	各園・小学校	新入園・ 入学児童	仙北市
子育て世帯（児童） 訪問事業	7 月	各小学校	3 年生	交通安全母の会
夏期通学路合同点検	8 月	小学校の 通学路	児童	学校・PTA・警察 ・国・県・市
交通安全市民大会 交通安全フェア	1 0 月	市内	市民	交通安全 対策協議会
高齢者世帯訪問事業	1 1 月	市内	高齢者 世帯	交通安全母の会
新入学児童交通安全 教室	2 月	各園	年長園児	交通安全母の会
冬期通学路点検	2 月	小学校の 通学路	児童	学校・PTA・警察 ・国・県・市

### 3 観光客等に対する交通安全啓発活動の推進

市内における交通事故を根絶するためには、市民だけでなく、観光客等市外居住者に対しても交通安全意識の向上を図る必要がある。具体的には、警察や関係機関と連携し、各種観光施設や宿泊施設に交通安全啓発活動のポスター等の掲示を要請するほか、各道路への交通事故防止を喚起する看板の設置等を推進し、観光客等への交通安全啓発に努める。また、外国人観光客等の交通事故防止のため、観光名所等に外国語表記の交通安全啓発のぼり旗等を設置し、レンタカー利用者へチラシの配布を行う。

### 4 交通安全に関する広報等の推進

- (1) 広報せんぼくや市ホームページ等の広報媒体を活用し、全市的な広報活動を積極的に行う。
- (2) 各季交通安全運動期間を主に、交通指導車による街頭広報を行う。
- (3) 交通安全運動期間中は、市庁舎および出張所などに交通安全旗等を設置し、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかける。
- (4) 県内で高齢者交通死亡事故多発注意報等が発令された際は、市の安心安全メールや幟旗などを活用して、注意喚起を行う。
- (5) 報道機関との緊密な連絡体制の保持に努め、その十分な協力が得られるよう配慮する。
- (6) 市内の道路破損状況等を把握するために、“みんなの情報窓口「みんなまど」”をホームページ上に設け、市民に広く周知するとともに、情報収集に努める。

### 5 交通安全組織の育成と活動の強化

地域における交通安全運動の一層の効果을上げるため、交通指導隊、交通安全母の会、交通安全協会、安全運転管理者協会等の各種交通安全組織の育成強化を図るとともに、季別及び通年運動を通じて自主活動の活発化を図る。

- (1) 交通安全対策協議会の活動の促進  
交通安全運動の総合的、効果的な推進を図るため、組織体制を充実強化し、地域における活動の活発化を促進する。
- (2) 交通指導隊の充実強化
  - ① 交通安全指導と教育の活発化
    - ア 地域における実践的リーダーとして交通安全教育に努める。
    - イ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を指導する。
    - ウ 歩行者、自転車利用者、特に子ども・高齢者の保護誘導活動の活発化を図る。
    - エ 交通量が増加する祭事やイベントの開催時は、交通指導隊の配置を強化し、市民並びに観光客等の交通安全の確保を推進する。



## ② 組織の充実強化

- ア 隊員の士気高揚を図るため、交通指導隊大会に参加する。
- イ 隊員の資質向上を図るため、各種研修会に参加する。

## (3) 高齢者の交通安全組織の充実と活動の促進

- ① 老人クラブ、同好会等既存の団体活動の場を利用した「交通安全教室」の開催を要請するとともに、より多くの高齢者の参加を呼びかけ、高齢者一人ひとりの交通安全意識の高揚と交通事故防止を促進する。
- ② 高齢者の交通安全リーダーの資質の向上を図るため、各種研修会への参加を促進する。

## (4) 交通安全母の会の活動の充実強化

- ① 母親の立場から子どもと高齢者の交通事故を防止するため、街頭指導や家庭訪問等を通じた教育活動に努める。
- ② 「交通安全は家庭から」の運動を推進する。
- ③ 会員の加入促進を図り組織の充実に努める。
- ④ 会員の意識を高め資質の向上を図るため、研修会等を開催する。

## (5) 交通安全協会の活動強化

市内交通安全の大きな力となっている交通安全協会の活動を強化し、地域に根ざしたきめ細かい交通安全運動の推進や交通安全思想の普及などを図る。

## (6) 安全運転管理者協会の活動強化

安全運転管理者の指導・管理能力向上を図り、無事故無違反運転競争や全ての座席のシートベルト着用キャンペーン等、組織ぐるみの交通事故防止活動を推進する。

## 第2節 安全運転の確保

### 1 運転者教育の充実強化

ドライバー自らが社会的責任を自覚し、良識ある行動をとることができるよう安全マインドの高揚に役立つ効果的な広報を推進する。また、指定自動車教習所における交通安全教習体制の整備と二輪運転者に対する教習の充実を推進する。

#### (1) 運転者教育等の充実

##### ① 運転者に対する再教育等の充実

交通事故発生原因の多くを前方不注意や安全不確認など運転者の不注意によるものが占めていることから、運転者に対して交通ルールの遵守および交通安全意識の啓発を図る。

また、実車を用いた参加・体験・実践型の講習会など、運転者に対する再教育が効果的に行われるような講習の内容および方法の充実に努める。

## ② 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習のほか、自動二輪車安全運転講習及び原付等安全講習の充実に努める。また、自動車教習所における交通安全教育体制の整備等を促進し、二輪車運転者に対する教育の充実強化に努める。さらに、自動二輪車の二人乗りについて、参加・体験・実践型の安全教育を推進する。

## ③ 高齢運転者対策の充実

高齢者が安全に運転を継続できるよう、高齢者講習の内容の充実に努め、75歳以上の運転者には、更新時講習の際に認知機能検査を行い、必要に応じて医師の診断や安全運転支援を行えるようにする。また、高齢運転者標識等の積極的な使用を推進し、高齢運転者の安全意識の高揚に努める。

併せて運転免許返納者が受けられる特典の拡大に努めるとともに、運転経歴証明書の身分証明書としての機能を充実し、各種広報や交通指導隊や交通安全母の会、高齢者安全・安心アドバイザー等の家庭訪問を通じて、高齢者等の運転免許証の自主返納を促進する。

## 2 道路交通に関する情報の充実

道路管理者によるパトロールの強化により、道路の危険箇所・道路情報の収集等、車両の安全な運行に資する情報の提供に努める。

## 3 前照灯の早め点灯と減光

夕暮れから夜間にかけて交通死亡事故が発生しやすいといわれており、常日頃から早めの前照灯点灯、悪天候等による視界不良時の点灯で安全運転の確保が出来るよう市民へ周知する。

また、夜間は前照灯を原則上向きで走行し、他車及び、交通の妨げになる場合減光する事を関係機関と協議し市民へ周知する。

## 第3節 自動車、自転車の安全性の確保

### 1 点検整備の励行促進

自動車の検査、各種会議等を利用して、点検整備の必要性を広報する。また、あらゆる機会を利用してユーザーの自己管理責任の醸成と保守管理意識の高揚を図るよう広報する。

### 2 自転車の点検又はルールとマナーの啓発

市、各関係機関や団体が連携し、各種行事や交通安全教室などで、自転車の点検又は自転車安全利用五則等を市民へ周知する。

## 第4節 道路交通秩序の維持

### 1 悪質・危険・迷惑性の高い違反の取締り強化

- (1) 飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、携帯電話を利用しながらの運転、あおり運転、歩行者妨害等、悪質・危険な違反態様に重点をおいた取締り強化を行う。
- (2) 夜間・週末等における効果的な取締りを実施する。
- (3) 深夜の爆音走行等、迷惑性の高い違反の取締り強化を行う。
- (4) 交通事故の被害軽減を図るため、後部座席を含むシートベルト・チャイルドシート着用義務違反の取締りを実施する。

### 2 街頭活動の強化

- (1) ルール違反と交通事故の未然防止のための流動・駐留監視活動実施を図る。
- (2) 子どもや高齢者等の保護誘導活動を積極的に推進する。

## 第5節 道路交通環境の整備

### 1 道路交通安全施設等の整備

- (1) 交通事故の多発している道路、その他緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について交通安全施設等の整備を図る。
- (2) バイパス流入路や車両進入禁止区域への逆走車の立ち入り事案による事故等を防止するため、運転者が理解しやすい道路案内表示の設置および修正を行う。

### 2 交通事故抑止のための安全対策の推進

- (1) 交通事故に占める交差点事故、カーブ事故及び歩行者横断事故の割合が高いことから、道路照明、カーブミラー、警戒看板等効果的に設置し、危険箇所の事故解消対策を推進する。また、老朽化している警戒看板等は、その効果及び景観を考慮し、関係機関と協議のうえ対処する。
- (2) 冬季における雪崩等に対処するため、防雪施設の整備を行うとともに、冬期間の円滑な交通を確保するため、適時除排雪や凍結防止剤の散布を関係機関に依頼する。

### 3 道路使用の適正化

- (1) 道路の占用申請の許可に当たっては、道路の交通又は道路の構造上の支障となる場合は、道路の占用を規制する等、道路本来の機能を阻害しないように努める。

- (2) 道路パトロールにおいて、道路占用許可に関する現地の把握と行政指導の強化に努める。
- (3) 市街地に多く見られる立看板、店舗の商品等、不法占用物件については、道路パトロールを強化しその排除に努める。
- (4) 公共工事等により交通量が多くなるなど交通安全上配慮が必要な場合は、通学児童生徒や地域住民の事故防止のため、関係機関と連携を図りながら歩行者への注意喚起を行う。

#### 4 観光客等に対する交通事故防止対策の推進

観光客等本市を訪れる市外居住者に対する交通事故防止対策を推進するため、国、県、警察等関係機関と連携し、観光客等が多く通過する国道や県道等の交通の要所に、カーブミラー、ガードレール等を整備するほか、交差点等に分かりやすい案内標識や交通事故防止を啓発する看板等の整備を図るとともに、観光名所での交通安全啓発広報等を実施する。

#### 5 事業一覧

##### (1) 仙北市所管事業（仙北市建設課）

番号	路線名	工事内容	事業年度	事業量		備考
	工事箇所			全体	R3年度	
1	神代中央線	橋梁整備（交付金事業） 交付金配当状況により実施 内容に変更あり	H17～R5	2,506m	27m	桁制作・上部工
	田沢湖神代字古館野					
2	観光線 他2線	道路舗装（交付金事業） 交付金配当状況により実施 内容に変更あり	H18～R10	21,223m	2,140m	観光線 荒屋敷下延線 栃木六本木線 他
	田沢湖神代字熊堂 他					
3	西野川原2号線（鰍瀬橋）他1橋	橋梁補修（交付金事業） 交付金配当状況により実施 内容に変更あり	H25～R12	35.5m	35.5m	鰍瀬橋 桧木内橋
	角館町雲然荒屋敷 他					
4	内川線 他	流雪溝整備（交付金事業） 交付金配当状況により実施 内容に変更あり	H27～R7	600m	212m	角館流雪溝 堂野口流雪溝
	角館町小館 他					
5	神代西明寺線 他3路線	道路改良	H26～R10		490m	臨時地方道整備事業 辺地対策事業 過疎対策事業
	田沢湖梅沢字新田 他					
6	西木線 他5路線	道路舗装	H23～R10		1,835m	臨時地方道整備事業 辺地対策事業 過疎対策事業
	西木町西荒井字熊野田 他					

番号	路線名	工事内容	事業年度	事業量		備考
	工事箇所			全体	R3年度	
7	舟場前田線 他3路線	側溝改良	H28～R6		183m	辺地対策事業 道路改良事業
	角館町広久内字舟場 他					
8	市内全域	舗装補修 (パッチング等)	R4	1,453m	160t	
9	市内全域	区画線設置	R4		8km	外側線 センターライン グリーンベルト
10	市内全域	防護柵設置	R4		50m	ガードレール ガードパイプ セーフティパイプ 転落防止柵
11	市内全域	カーブミラー設置	R4		3基	
12	神代中学校線	局部改良	R4		25m	交差点部 取付拡幅
	田沢湖神代字板屋					
13	生保内学校通り線 他	歩道整備	H28～R4		100m	歩道舗装
	田沢湖生保内字武蔵野 他					

(2) 仙北警察署

番号	路線名	工事内容	事業年度	事業量	備考
	工事箇所				
1	市道	ゾーン30新設	R4	標識設置 撤去、交換 計約20か所	
	仙北市西木町西明寺地内 (西明寺小学校、クリオン周辺)				
2	市道	横断歩道新設	R4	横断歩道 2か所 標識3か所	
	仙北市西木町西明寺地内 (西明寺小学校北西側交差点)				
3	市道(大横丁下屋敷線)	一方通行規制 解除	R4	標識撤去 6か所予定	
	仙北市角館町小館～西勝楽町地内				
4	市道(小館1号線)	歩行者専用 規制解除	R4	標識撤去 8か所予定	
	仙北市角館町小館地内				
5	県道白岩角館線	速度規制 解除	R4	標識撤去 5か所予定	
	仙北市角館町藪田地内				

## 第6節 救急・救助体制の整備

### 1 救急・救助体制の整備

交通事故等による傷病者の迅速な救急救助及び搬送途上における救命率向上のため、消防機関の救急救助体制の充実化を依頼する。

#### (1) 救急・救助隊員の教育訓練の実施

救急救助隊員の救助技術の向上や高度な救急救命措置を行うことができるよう教育訓練の実施を依頼する。

#### (2) 救急・救助活動に必要な資機材の整備

救急救命措置を行うため必要な救助工作車及びこれらに搭載する資機材の整備拡充を依頼する。

### 2 救急医療体制の整備

#### (1) 初期救急医療体制の整備

休日及び夜間における初期救急医療体制の整備を依頼する。

#### (2) 二次救急医療体制との連携

休日及び夜間における重症救急患者の医療を確保するため、市内医療機関と二次救急医療機関との円滑な連携を推進する。

## 第7節 交通事故被害者等の援護

### 1 交通事故被害者等の援護

交通事故に起因する問題の早期かつ適正な解決には、県で設置している交通事故相談所の利用が極めて効果的であるので、相談所利用について広報活動を行う。

また、自動車事故被害者等救済の一層の充実を図るため、広報活動を強化して二輪車の自動車損害賠償責任補償制度への加入促進を図り、無保険(共済)車両の運行防止に努める。

## 第2章 鉄道交通の安全に関する施策

### 第1節 鉄道の安全な運行の確保

#### 1 鉄道の安全に関する知識の普及

踏切事故等、鉄道の運転事故及び置石、投石等の鉄道往来妨害を防止するため、踏切道の安全通行、鉄道事故防止等に対する知識を一般に普及する必要がある。このため、鉄道事業者に対し、学校、沿線住民、自動車運送事業者等を対象として、全国交通安全運動等の機会を捉えたチラシ配布、ポスター掲示、各種メディアを利用した踏切事故防止キャンペーン等を実施するよう依頼する。

##### (1) 踏切事故防止

踏切事故は、踏切で一旦停止をしない場合や、警報を無視した無謀運転、未熟のためのエンジンストップ等に起因しての事故が発生している。秋田新幹線は、時速約130kmの高速で走行することから、一旦事故発生ともなればその影響は甚大となる。このような事故を防止するため、鉄道事業関係機関の協力を得ながら踏切事故防止に努める。

##### (2) 鉄道妨害の防止

線路内への立入り、置石等の往来妨害を防止するため、沿線の学校、幼稚園、町内会等に協力を依頼するとともにPR活動を実施する。



## 第3章 踏切道における交通安全に関する施策

### 第1節 踏切道の整備

#### 1 踏切道の構造改良の促進

自動車の運行する踏切道の幅員が道路幅員より狭いもの、踏切道の舗装が悪いもの等については構造改良を鉄道事業等関係機関に依頼する。

#### 2 踏切道の統廃合の促進

踏切道の立体交差化、構造改良等の事業実施に併せて、踏切間隔の近い踏切については、利用状況を勘案して利用度の低い踏切道の統廃合を進める。

これら以外の踏切道についても、その利用状況、迂回路の状況等を勘案して、地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについては、統廃合を促進するよう鉄道事業等関係機関と協議する。

※現在の仙北市における踏切道 JR 11ヶ所・内陸線 20ヶ所

仙北市総務部総合防災課  
交通防犯係

TEL 0187 - 43 - 1115

FAX 0187 - 43 - 1300